

# 神奈川県がん診療連携指定病院の新規指定申請に係る手続きについて

## 1 指定要件について

「神奈川県がん診療連携指定病院」（以下、「県指定病院」という。）の指定要件については、「神奈川県がん診療連携指定病院指定要綱」第2第1項により、次とおりとしています。

知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院の開設者（以下「開設者」という。）から、「神奈川県がん診療連携指定病院指定（指定更新）申請書（様式1）」の提出があり、別途定める「神奈川県がん診療連携指定病院 新規指定書・指定更新書・現況報告書」の様式2（機能別）の指定要件のA（必須）項目をすべて満たす場合、指定病院として指定するものとする。

※ 「がん診療連携指定病院 新規指定書」の様式2（機能別）については、次のホームページを参照してください。

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/ganchiryou/kyoten-shitei\\_shinsei.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/ganchiryou/kyoten-shitei_shinsei.html)

## 2 提出書類

- (1) 神奈川県がん診療連携指定病院指定要綱 様式1「神奈川県がん診療連携指定病院指定申請書」
- (2) 別添様式1・2及び添付資料一式（Excelファイル）
- (3) 神奈川県がん診療連携指定病院新規指定申請に係るアピールポイント（様式は任意）

新規指定申請にあたっては、アピールポイントについて、次の観点から数値を用いるなど詳細に記載してください。また、適宜参考となる資料を添付してください。

ア 人口の増加など当該二次保健医療圏の状況や当該二次保健医療圏内のがん診療連携拠点病院及び県指定病院に加え、新たに当病院が県指定病院に指定されることにより得られる、当該二次保健医療圏のがん診療体制における相乗効果について

イ 当病院に係るがん患者の通院圏域、がん診療連携拠点病院及び県指定病院との機能的役割分担、当該二次保健医療圏内の医療機関との連携体制及び隣接する二次保健医療圏との関係等について

ウ その他

## 3 提出期限

令和7年12月26日（金）

## 4 提出方法

電子データ

※ 電子データの提出については、電子メールで次のメールアドレスにお送りください。（メールアドレス cancer\_health@pref.kanagawa.lg.jp）